

町県民税・所得税の 申告受付が始まります

申告は正しくお早めに！
受付期間は2月18日(月)から
3月17日(月)までです

町県民税の申告

この申告は、平成20年1月1日現在、当町に住所がある人の平成19年中の所得について申告していただくものです。所得が全くなかった方、社会保険料控除、扶養控除、住宅借入金等特別税額控除等の諸控除を受ける方も申告が必要となります。なお、次のいずれかに該当する場合は申告の必要はありません。
 税務署で確定申告をすべし(人)
 社会保険庁などから町に公的年金の支払報告書が提出されている人
 勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人
 給与支払報告書等が町に提出されている人

所得税の申告

宅借入金等特別税額控除を受けられる方は、申告が必要となります。申告されないと町では所得の状況が把握できず各種証明書等が発行できません

平成19年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
 給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える人
 給与を2ヶ所以上から受けている人
 事業所得や不動産所得などがある人で平成19年中の各種の所得の合計額が基礎控除等の諸控除の合計額を超える人

町民税務課では農業所得のある方を対象に事前相談会を2月1日(金)から3日(日)までの間、開催します。



還付申告ができる場合

給与所得や退職所得のある人で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる人
 年の途中で退職し、再就職をせず、年末調整を受けなかった人

主な改正点

所得税の改正

定率減税廃止(平成19年分より)
 税率改正(平成19年1月分より)

国から地方へ税源移譲が行われたことにより、税率構造が4段階から6段階になりました。

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
~ 330万円	10%	~ 195万円	5%
		195万円超 ~ 330万円	10%
330万円超 ~ 900万円	20%	330万円超 ~ 695万円	20%
		695万円超 ~ 900万円	23%
900万円超 ~ 1,800万円	30%	900万円超 ~ 1,800万円	33%
1,800万円超	37%	1,800万円超	40%

地震保険料控除創設

損害保険料控除が廃止され地震保険料控除が創設されました。控除額は最高5万円です。

なお、平成18年12月末までに締結した長期損害保険契約で地震保険料控除の対象にならない場合は、平成20年以降も従来どおり適用を受けることができます。

住宅借入金等特別控除

平成19年中に住宅ローン等を利用してマイホームを新築・購入・増改築等をし、居住の用に供した場合、一定要件に当てはまれば、次の 又は のいずれかを選択して住宅借入金等特別控除を受けることができます。

- 1 ~ 6年目 住宅ローン等の年末残高 × 1% = 控除額
(最高2,500万円) (最高25万円)
- 7 ~ 10年目 住宅ローン等の年末残高 × 0.5% = 控除額
(最高2,500万円) (最高12.5万円)

100円未満の端数は切捨て

- 1 ~ 10年目 住宅ローン等の年末残高 × 0.6% = 控除額
(最高2,500万円) (最高15万円)
 - 11 ~ 15年目 住宅ローン等の年末残高 × 0.4% = 控除額
(最高2,500万円) (最高10万円)
- 100円未満の端数は切捨て
 を選択できるのは平成19年・20年に入居の方に限られます。

住民税の改正

税率改正(平成19年6月分より)

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
~ 200万円	5%	一律	10%
200万円超 ~ 700万円	10%		
700万円超	13%		

地震保険料控除創設

所得税と同じ。ただし、控除額は最高2万5千円です。
 住宅借入金等特別税額控除の創設

税源移譲による所得税の減少で、住宅ローン控除が引ききれなくなる場合、平成20年度分以降の町県民税の額から控除できる制度が設けられました。

住民税で住宅借入金等特別税額控除を受ける場合

- 確定申告をされる方：毎年3月15日までに確定申告書と一緒に「住宅借入金等特別税額控除申告書」を税務署に提出してください。
- 勤務先で年末調整を行った方：毎年3月15日までに「住宅借入金等特別税額控除申告書」に、源泉徴収票を添付して、1月1日現在における市町村に提出してください。
 平成18年末までに入居された方に限ります。